

「航空安全プログラム」等の一部改正について

国土交通省航空局
令和2年3月

「航空安全プログラム」等の一部改正について

改正理由

「航空安全プログラム」については、毎年1回、民間航空の安全の状況等を踏まえ、見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。

改正概要

令和元年度の民間航空の安全の状況については、目標値の達成状況の分析も含めて見た場合、航空安全当局の取り組みに大きな問題があるとは考えられない。このことから、航空安全プログラムの内容については基本的には現行どおりとし、以下の点について技術的な改正を行うこととする。

- (1) 国際民間航空条約第19附属書の改正に伴う改正
航空安全プログラムにおいて参照している第19附属書の改正に伴い、表現を適正化する。
- (2) 組織改正に伴う改正
航空衛星センターの廃止及び性能評価センターの発足に伴い、所要の改正を行う。
- (3) 「安全文化」に関する定義の追加
航空安全プログラムにおいては、組織内の安全文化の醸成を促進することとされているが、安全文化の定義について規程の中で明らかにするため、「安全文化」の定義を明記する。
- (4) その他関連規定の改正
滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するため、「航空安全行政の中期的方向性について」に滑走路誤進入防止ワーキンググループ(WG)を設置する旨を追記する。
航空安全プログラム内部評価員の経験者に対する研修を一部免除することができる旨を追記する。

今後のスケジュール

施行及び公表： 令和2年4月

「航空安全プログラム」等の改正案①

「航空安全プログラム」の改正

第19附属書改正に伴う「航空安全プログラム」序文の改正

現行の規程	改正案
このプログラムは、国際民間航空条約(昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。)第19附属書第3章3.1.1に従い、(中略)。	このプログラムは、国際民間航空条約(昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。)第19附属書に従い、(中略)。

組織改正に伴う「航空安全プログラム」第4章の改正

現行の規程	改正案
1.(2)③ 航空衛星センター	1.(2)③ 性能評価センター

「航空安全プログラム」への安全文化に関する定義の追加

現行の規程	改正案
(定義はない)	(6)安全文化 安全に関連した個人及び組織の価値観、姿勢、能力及び行動様式の成果をいう。安全文化は、ハザードが報告されることを促進し、報告者を公正に取り扱い、変化する要求に柔軟に対応し、そして明らかにされたハザードに学ぶことを含む。

(安全文化に関連した活動のイメージ)

従来から実施されている安全文化の醸成に係る活動を継続するとともに、安全文化に関するガイダンスやベストプラクティスをウェブサイト(航空安全情報ポータル)に掲載し、安全文化の醸成を促進する。

「航空安全プログラム」等の改正案②

その他関連規程の改正

滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するための「航空安全行政の中期的方向性」の改正

現行の規程	改正案
(規程はない)	Ⅲ. 航空安全行政の中期的方向性 2. 期間中における航空安全当局の具体的施策 (6) 更なる安全性向上のための取組 【分野横断的な取組】 <中期的課題への取組> ○ 滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するため、滑走路誤進入防止ワーキンググループ(WG)を設置する。

内部評価員経験者に対する研修を一部免除するための「内部評価実施要領」の改正

改正の概要

航空安全プログラム内部評価員の経験者に対する研修を一部免除(5年以内に内部評価員に指名された者に対しては筆記試験の実施を省略)することができる。